

国立大学法人東京農工大学の中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 26) (大学名) 東京農工大学

中期目標	中期計画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>本学は、20世紀の社会と科学技術が顕在化させた「持続発展可能な社会の実現」に向けた課題を正面から受け止め、農学、工学及びその融合領域における自由な発想に基づく教育研究を通して、世界の平和と社会や自然環境と調和した科学技術の進展に貢献するとともに、課題解決とその実現を担う人材の育成と知の創造に邁進することを基本理念とする。本学は、この基本理念を「使命志向型教育研究－美しい地球持続のための全学的努力」(MORE SENSE : Mission Oriented Research and Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable Earth)と標榜し、自らの存在と役割を明示して、21世紀の人類が直面している課題の解決に真摯に取り組む。</p> <p>第2期中期目標・中期計画においては、「研究大学としての地位確立」をビジョンとして掲げ、その達成に向けて教育、研究、社会貢献のそれぞれの分野において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際社会で指導的な役割を担える高度な能力を持つ人材を育成する大学 2. 高度な知の創造体としての科学技術系研究拠点大学 3. 人類の生存にかかわるグローバルな課題の解決や産業技術基盤を創出し発展させることで、人類の豊かで知的な生活や福祉に総合的に貢献する大学を目指すこととする。これを標語の形にすれば『人を育み、技術を拓き、世界に貢献する科学技術系大学』となる。本学は、この目標を達成するため、四つの基本戦略（「教育研究力の強化」「人材の確保・育成」「国際化の推進」「業務運営改革」）に基づく中期目標・中期計画を策定し、必要な施策を実施する。 	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p>	

<p>1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31までの6年間。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、学府等を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>【学士課程】 《教育の内容及び成果等に関する基本方針》 農学、工学分野の諸問題の解決と持続発展可能な社会の実現に資するため、幅広い教養と専門知識を有し、科学技術系大学に相応しい基礎能力を備えた人材、科学技術の学際化に対応できる学士力を備え実社会で活躍する高い意欲を持った人材を養成することを目指す。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>○教育課程、教育方法等 1・教養教育・専門基礎教育・専門教育における到達目標を設定し、学生自ら学習を進めることができる教育を推進する。</p> <p>○成績評価及び教育成果等 2・科学技術系大学に相応しい学士力を保証するための成績評価を実施する。 3・教育方法等を改善するために卒業生の社会における使命志向型人材として</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1・各学部学科において、教育課程編成・実施の方針を策定・公開するとともに、各授業科目の到達目標及び授業内容等をシラバスに明記する。 2・基礎と専門をつなぐ自然科学系共通科目（TAT I・TAT II）を導入するとともに、学科横断型教育を実現するカリキュラムを開発・実施する。 3・単位制度の実質化達成に向けて、授業外学習を促進する。</p> <p>4・成績評価の指針を策定するとともに、到達目標・成績評価基準をシラバスで公開し、これに沿った成績評価を実施する。 5・各学部学科における学位授与の方針を策定・公開するとともに、輩出した</p>

の学士力を検証する。

人材がこの方針に沿っているかを継続的に確認するため卒業生や受入企業等に意見聴取等を行う。

○入学者の受入れ

4・国内外からの優秀な学生の受入れを一層促進する。

- 6・入試方法（出題体制など）の点検・見直し等を行う。
- 7・入学者受入広報方策としてWebや各種出版物などを活用するとともに、入試広報体制を整備する。
- 8・高等学校から大学教育への円滑な接続のため、高等学校との連携事業を実施する。
- 9・初年次導入教育として、平成22年度から自然科学系基礎科目（TAT I）を導入する。また、英語の習熟度別クラス編成を平成22年度から2年間試行的に実施し、その結果を踏まえて英語科目実施体制の見直しを行う。

【大学院課程】

《教育の内容及び成果等に関する基本方針》

農学、工学及びその融合領域において、科学技術の高度化に対応できる専門知識と能力を備えた人材、科学技術の学際化に対応できる幅広い興味関心に加えて、分野横断的な知的活動に従事する際に必要な知識と能力を備えた人材、知識基盤社会において求められる独創性と実行力を備えた使命志向型人材、科学技術系の大学院に相応しい知の開拓能力、課題探求能力、問題解決能力を兼ね備えた人材を養成することを目指す。

上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。

○教育課程、教育方法等

6・学際的・国際的な素養を身につけた人材を養成するためのカリキュラム及び教育内容を整備する。

- 10・学府等ごとに教育課程編成・実施の方針を明確にする。
- 11・科学技術系人材に必要なプレゼンテーション能力、論文作成能力、国際コミュニケーション能力等を養成するためにカリキュラムを改善充実するとともに、マネジメント能力を養成するための授業科目を導入する。

	<p>12・インターンシップ制度を更に充実させる。</p> <p><u>89・幅広い国際感覚と国際通用性を持ち、理系技術と経営力を俯瞰的に兼ね備えた国際理系グローバルノベーション人材を養成するため、平成28年度からの導入に向けて、9年一貫の教育カリキュラムや海外連携協定大学とのダブルディグリー・ジョイントディグリー制度を含めた海外経験型教育体制を設計・構築する。</u></p> <p>13・到達目標・成績評価基準をシラバスで公開し、これに沿った成績評価を実施する。</p> <p>14・各学府等の学位授与の方針を策定し、これを公開するとともに、修了生や受入企業に意見聴取等を行い、輩出した人材がこの方針に沿っているかを継続的に確認する。</p> <p><u>90・平成26年度に学位審査機構を設置し、全学的な学位審査体制を構築する。また、平成28年度からの国際的な学位の質保証制度の導入に向けて、ダブルディグリー・ジョイントディグリーや学位取得プログラムの世界標準化に向けたシステムの制度設計・整備を行う。</u></p> <p>15・各学府・専攻において、入学者受入れの方針を学生募集要項、Web等にて公開する。</p> <p>16・優秀な大学院前期課程の学生に早期に上位課程での学習機会を与えるために、博士前期課程（修士課程）の早期修了制度を活用する。また、社会人学生の積極的な受入れを行う。</p> <p>17・大学院進学説明会等の入試広報の充実を行うとともに、海外リエゾン拠点を活用し、海外での入試広報を実施する。</p>
--	---

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- 9・学術の動向や社会的要請に応じ、大学院教育組織の見直し、整備を行う。
- 10・科学技術系大学に相応しい教養教育・自然科学系基礎教育の充実を図るために、全学共通教育カリキュラムの実施を効率的・効果的に行える体制を整える。
- 11・教育に関する客観的なデータを組織的に蓄積し、教育成果の検証、教育改善のサイクルを構築する。
- 12・他大学と連携し、大学院の拡充を図るとともに、学部教育の充実を目指す。

(3) 学生への支援に関する目標

○学習・生活・経済・就職支援への組織的対応

- 13・ワンストップ・サービスによる組織的な学習・生活支援を実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 18・「教育研究組織改革検討委員会」答申（平成20年12月22日）に基づき、生物システム応用科学府(BASE)、技術経営研究科(MOT)等の改組・再編を行う。
- 19・全学共通教育カリキュラムの実施を効率的・効果的に行うため、全学共通教育機構を活用する。
- 20・教育改善を目的とした専門分野別FD・相互研修型FDを組織的に展開する。
- 21・教育データの収集、蓄積及び情報提供を行い、それに基づき、学科・教員等の教育改善につなげる。
- 22・早稲田大学との共同大学院として、平成22年度から、生物システム応用科学府(BASE)に「共同先進健康科学専攻」を開設し、「健康」に関わる各種領域でリーダーとして活躍する人材を育成するため、農学・工学・理学の融合分野における教育を実施する。
- 23・他大学との共同獣医学科（共同獣医学部）の設置構想について検討を進める。
- 24・学生相談窓口業務のサービスを一層向上させる体制を整備する。
- 25・学生相談担当者（インテーカー）を配置し、迅速で的確なメンタルケアができる体制を整える。
- 26・学生による地域活性化のための活動、ボランティア活動などの多様な課外活動を支援する。
- 27・自主的学習環境（自習室、グループ討論室、情報機器室等）の整備、課外活動等のためのコミュニケーション・スペースを確保する。
- 28・授業料免除等に加え、本学独自の奨学金により、学生への経済的支援を拡充する。

2. 研究に関する目標

《研究の水準等に関する基本方針》

農学、工学及びその融合領域において、教員の自由な発想に基づく独創的な研究を推進するとともに、本学の基本理念、社会的要請、国の科学技術基本計画を考慮しつつ、安全な食料の確保と健康増進を図る分野、人と自然の共生を通じ、環境・資源の保全利用技術の高度化、エネルギー確保、新産業創成を目指した分野、バイオテクノロジーとナノテクノロジーを基盤とした分野などの研究を重点的に推進し、本学全体の研究水準の更なる向上に資する。特に、学術的・社会的に貢献度が高く、質の高い研究を目指すこととし、その研究の成果については、広く社会に還元して、社会の持続的な発展や、人類の知的・文化的・物質的生活の向上に貢献する。

そのため、科学技術の進展及び社会的要請に合わせた実施体制の運用・整備を機動的に行う。また、研究を安全かつ効率的に実施できる環境を改善・整備するとともに、研究の質の維持・向上のための機能を充実する。

上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。

(1) 研究の水準及び研究の成果等に関する目標

- 14・農学、工学及びその融合領域において、学術及び社会的要請の高い研究課題に取り組み、先進的で独創性の高い研究成果を創出する。
15・研究成果の社会への還元のため、産学官連携活動を推進する。また、質の高い研究を推進するために、科学研究費補助金やその他の競争的研究資金等の獲得に向けて積極的に取り組む。

29・就職相談、求人情報照会、ガイダンス等の多様な就職・キャリア形成支援を実施する。

2. 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 30・研究の質の向上を図り、グローバル化を推進するため、各々の研究分野で評価の高い学術雑誌への投稿を奨励し、優れた研究成果を増加させる。
31・科学研究費補助金は、平均一人1件以上申請する。また、各研究院における競争的研究資金等への申請を奨励し、公募情報を積極的に各教員へ提供するとともに採択に向けての助言・指導等の取組みを実施する等、申請に係る支援を組織的に強化する。
32・イノベーションの創出を推進するため、研究支援の取組を強化するとともに、大型共同研究等の創出、公募型競争的資金等獲得のための施策を実

	<p>施する。</p> <p>33・新産業創出・活性化・技術革新に貢献するため、インキュベーション活動を活性化させる。</p>
(2) 研究の実施体制等に関する目標	(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置
16・研究拠点大学としての研究実施体制を強化するため、研究組織の改組再編を実施する。	34・共生科学技術研究院を改組し、農学研究院（仮称）、工学研究院（仮称）の2つの研究院を設置するとともに、部門や研究院の枠を越えた教育研究改革を推進するため、柔軟性の高い枠組みを構築する。
17・研究力の持続的な発展のために、優れた研究者等を確保・育成する。	<u>91・全学的なグローバル研究力の向上を図るため、食料・エネルギー・ライフサイエンス分野の有力な外国人研究者の登用を進めるなど、農工融合研究課題の先端研究モデルケースとして運営するグローバルイノベーション研究院（仮称）を平成28年度に設置することとし、その前身となる拠点の形成を行い、新研究院の設置に向けた制度設計・構築を行う。</u>
18・本学の学術研究をさらに発展させるため、研究環境を改善・整備する。	35・若手研究者育成のためのテニュアトラック制度、女性研究者の育成・支援システム等をより一層充実させる。
19・研究の質の向上のため、評価システムを改善する。	36・研究環境の改善・整備を図るため、キャンパスマスターplan及び研究設備マスターplanの修正・改定を行う。
20・教育、研究、社会貢献を駆動する原動力の一つとして、産学官連携活動を位置づけ、新技術・産業創出を推進する体制を効率的に運営する。	37・研究水準の確認及び情報の共有化を図るために、研究院等において、自己点検・評価を基礎とする外部評価を平成25年度中に実施する。
21・イノベーションに関する推進支援機能を強化し産学官連携活動を国際的にもさらに発展させる。	38・知的財産の創出、取得、管理について、より適切な施策を立案し実施する。また、農工大TL0との連携強化により、知的財産の活用を推進する。
	39・研究成果の社会への還元だけではなく、イノベーション推進プログラムを創設し、インターンシップ等を通じてイノベーションを創出できる人材を育成できる体制を整備する。
	40・国際的な産学官連携活動の推進を図るため、海外機関と連携して海外研修プログラムを実施し、専門知識、経験及び交渉能力を有する国際イノベーション推進人材として育成できる体制を整備する。
	92・サバティカル制度をより活用できる環境構築を行い、教育職員の積極的

	<p><u>な海外派遣を推し進めることにより、海外教育者・研究者との交流を拡大・深化し、国際研究ネットワークを構築する。</u></p>
3. その他の目標	
(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標 《社会等との連携や社会貢献に関する基本方針》 本学の教育研究成果及び土地、施設を活用し、本学と連携協定を締結している大学や地元自治体と協力し、地域社会においてニーズの高い教育や地域活性化等の取組を実施する。また、教育研究の成果を広く社会に還元して、社会の持続的な発展や、人類の知的・文化的・物質的生活の向上に資することにより社会に貢献する。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。	3. その他の目標を達成するための措置
22・地域社会において学習ニーズの高い分野について、大学が組織として地域と連携しながら、教育資源の提供を行う。	(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置
23・本学の教育研究等の諸活動に関する情報を積極的に社会へ発信する。	41・地域社会における学習ニーズを的確に把握するため、様々な関係者の学習活動の状況や要望などを調査分析し、効果的な地域貢献事業のあり方を検討する。
24・理科離れ問題の解消のための知的貢献を行う。 ・研究成果の社会への還元のため、産学官連携活動を推進する。また、質の高い研究を推進するために、科学研究費補助金やその他の競争的研究資	42・ものの仕組み、科学の楽しみ、自然との共生など本学ならではのフィールド（科学博物館や広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター等）を活用し、幅広い世代を対象にした公開講座を行う。 43・教育研究の成果を活用し、特に暮らしの安全に関する問題、エネルギー問題、環境問題などについて、専門的角度から講演会を開催する。 44・教員や大学院生等の研究成果及び学生の社会貢献活動の成果に係る情報を収集し、発信するシステムを構築して、本学の教育研究活動の状況を幅広い対象に紹介する取組を行う。 45・東京農工大学出版会との連携強化により、子どもたちの理科への関心を高める教材・資料等を開発・普及を行う。 ・イノベーションの創出を推進するため、研究支援の取組を強化するとともに、大型共同研究等の創出、公募型競争的資金等獲得のための施策を実

金等への獲得に向けて積極的に取り組む。（再掲）

（2）国際化に関する目標

《国際化に関する基本方針》

世界に通用する教育研究大学を目指し、教育研究の質を一層高めることに努める一方、留学生の受け入れ体制の整備、海外姉妹校等との連携強化などを推進する。

上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。

○ 海外姉妹校等との連携

25・海外有力校及び協定締結校と本学の学生交流、教育交流及び研究交流を促進させる。

施する。（再掲）

- ・新産業創出・活性化・技術革新に貢献するため、インキュベーション活動を活性化させる。（再掲）

（2）国際化に関する目標を達成するための措置

○国際化のための環境整備

26・海外に向けた情報を発信する体制を整備する。

27・キャンパス全体が国際化に対応した体制となるよう、教職員の国際的素

46・協定締結校等との交流状況を調査・評価し、評価結果に応じ、取組の強化や協定の見直しを行う。

47・研究内容や成果の紹介、共同実験、共同フィールドワーク、語学研修をコンテンツとした短期集中国際交流プログラムを設け、協定締結校等との教員、学生交流を実施する。

48・留学前の事前語学教育のために、協定締結校等との間で相互に教員を派遣するなど、組織的な教員交換プログラムを実施する。

49・海外有力校及び協定締結校と連携し、海外リエゾンオフィスを活用した共同セミナー開催等の教育研究活動を実施する。

50・現地学生を対象とした留学コーディネートを実施する。

51・国際交流・留学生受け入れに関する情報を簡単に得ることができるよう、Webページを整備する。

52・農工大留学生の卒業生ネットワークのデータベースを構築する。

53・新たな英会話研修の実施、英語による窓口対応マニュアル(スキット

<p>養・資質を向上させる。</p> <p>28・ワンストップ・サービスを目指し、留学生にとって利用しやすい支援体制を整備する。</p>	<p>集)、英文レターの文例集を作成する。</p> <p>54・国際関係部署以外のスタッフ向け国際交流業務に係る短期学内研修の企画・提供を行う。</p> <p>55・渡日・留学、宿舎入居、法務及び教学に関わる各種事務手続き等の円滑化に向け、受入窓口業務を強化する。</p> <p>56・一般学生向けの学生支援サービスの充実に際し、留学生にとっても活用しやすいよう改善を図る。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>《組織運営の改善等に関する基本方針》</p> <p>本学の基本理念を踏まえ、学長のリーダーシップのもとでコンセンサスを形成し、教育研究組織の見直しを行うとともに、戦略や状況等に応じて合理的かつ効率的な組織運営を実施する。また、活力ある業務遂行及び優れた人材の確保・育成のため、柔軟かつ迅速な資源配分を行うとともに、適切な人事制度を構築・活用する。</p> <p>上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>○教育研究組織の編成・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術の動向や社会的要請に応じ、大学院教育組織の見直し・整備を行う。（再掲） ・他大学と連携し、大学院の拡充を図るとともに、学部教育の充実を目指す。（再掲） 	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育研究組織改革検討委員会」答申（平成20年12月22日）に基づき、生物システム応用科学府(BASE)、技術経営研究科(MOT)等の改組・再編を行う。（再掲） ・早稲田大学との共同大学院として、平成22年度から、生物システム応用科学府(BASE)に「共同先進健康科学専攻」を開設し、「健康」に関わる各種領域でリーダーとして活躍する人材を育成するため、農学・工学・理学の融合分野における教育を実施する。（再掲） ・他大学との共同獣医学科（共同獣医学部）の設置構想について検討を進める。（再掲）

<ul style="list-style-type: none"> ・研究拠点大学としての研究実施体制を強化するため、研究組織の改組再編を実施する。（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・共生科学技術研究院を改組し、農学研究院（仮称）、工学研究院（仮称）の2つの研究院を設置するとともに、部門や研究院の枠を越えた教育研究改革を推進するため、柔軟性の高い枠組みを構築する。（再掲） <u>・全学的なグローバル研究力の向上を図るため、食料・エネルギー・ライフサイエンス分野の有力な外国人研究者の登用を進めるなど、農工融合研究課題の先端研究モデルケースとして運営するグローバルイノベーション研究院（仮称）を平成28年度に設置することとし、その前身となる拠点の形成を行い、新研究院の設置に向けた制度設計・構築を行う。（再掲）</u>
29・教育研究活動を効率的に支援する教育研究支援体制を構築する。	57・教育研究支援業務の内容を分析し、本学の規模に応じた教育研究支援組織に再編・統合する。
○人事制度の改善等	58・教育力、研究力向上のため、全学枠を設ける。
30・必要な人材の採用・育成を可能とする制度を構築し、適切な人事施策を実施する。	59・常勤の教育職員の外部からの採用は原則公募とし、選考は当該学科・専攻以外の教育職員の参加する選考委員会によるものとする。 60・研究指導資格の再審査基準を策定して一定期間ごとに再審査を実施する。
	61・第1期中期目標期間におけるテニュアトラック制度の検証を行い、大学運営費による制度へ移行する。また、同制度のもと、採用計画に基づき若手研究者をテニュアトラック教員として採用し、定期的な業績評価等を実施し育成する。 62・教育力、研究力向上に配慮した第2期中期目標期間の人員費管理計画を策定する。 63・各部局においては、中期目標期間における人員費管理計画に基づき、採用計画を策定する。その際、採用計画において女性教育職員の採用目標値を設定する。 64・事務職員の資質向上のため、海外派遣研修を含むSD研修等を企画・実施する。 93・グローバルイノベーション研究院（仮称）の設置に向けて拠点の形成を

	<p><u>行い、多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に、適切な業務評価体制を整備し、年俸制の導入・促進を行う。更に、教員に早期昇格等のインセンティブを付与するキャリアチャレンジ制度など人事改革制度の構築・試行を行う。</u></p> <p><u>65・教員評価機構を設置するとともに、現行の教員活動評価を見直し、毎年度（3年ごとに総合評価を実施）、教育・研究・社会貢献・国際交流及び管理運営に関する業績をより適切に評価する制度を構築し、同機構と各教育職員所属組織が連携することにより円滑に評価を実施できる体制を整える。また、6年ごとの研究指導（大学院）資格審査に関しても全学的な枠組みを整備する。</u></p> <p><u>66・評価結果について、分布状況等の統計データを公表する。また、全学的な教育・研究水準の向上を図るため、これを各教育職員の活動の改善、インセンティブ付与等に活用する。</u></p> <p><u>67・事務職員及び技術職員を対象とした業務能率の向上を主目的とした人事評価を毎年度実施する。</u></p> <p><u>68・大学戦略本部における検討を踏まえ、学長のリーダーシップの下で、教育研究組織の再編成や、学長裁量経費の維持・共有スペースの確保など学内資源の再配分等を戦略的・重点的に行う。</u></p> <p><u>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</u> <u>《事務等の効率化・合理化に関する基本方針》</u> 限られた資源の有効活用を図るため、事務の効率化・合理化を行うとともに、事務組織の見直しを実施する。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p><u>33・業務の合理化や事務組織の機能充実について検討し、改善を図る。</u></p> <p><u>69・事務内容及び業務処理プロセスの見直しを行う検討チームを設置するとともに、その検討結果等に基づき、重点事業等に機動的に対応できるより</u></p>
--	--

	<p>効率的な事務組織へ移行する。</p> <p>70・大学全体の視点で、効率的に業務を支援する情報システムを導入する。</p>
<p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 《外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する基本方針》 良好的な教育研究環境等を維持・向上させるために、外部研究資金、寄附金 その他の自己収入の増加に努める。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>・研究成果の社会への還元のため、産学官連携活動を推進する。また、質 の高い研究を推進するために、科学研究費補助金やその他の競争的研究資 金等の獲得に向けて積極的に取り組む。（再掲）</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成する ための措置</p> <p>・科学研究費補助金は、平均一人1件以上申請する。また、各研究院における競争的研究資金等への申請を奨励し、公募情報を積極的に各教員へ提供するとともに採択に向けての助言・指導等の取組みを実施する等、申請に係る支援を組織的に強化する。（再掲）</p> <p>・イノベーションの創出を推進するため、研究支援の取組を強化するとともに、大型共同研究等の創出、公募型競争的資金等獲得のための施策を実施する。（再掲）</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標 《経費の抑制に関する基本方針》 限られた資源を有効に活用するため、特に比率の大きい人件費を抑制する とともに、管理的経費の削減に努める。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>34・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」 （平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家 公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>71・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」 （平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り 組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行</p>

<p>する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>	<p>う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>
<p>（2）人件費以外の経費の削減 35・管理的経費の増加を抑制する。</p>	<p>72・省エネ・省コスト対策として、電気使用量の点検評価を行うとともに、省エネルギー型設備を順次設置する。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 《資産の運用管理の改善に関する基本方針》 大学の保有する資産の有効活用を図るとともに、その運用管理の改善に努める。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>36・資産の有効活用を図る。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 73・資金運用方針に基づき、可能な範囲で安全性・有効性に配慮した資金運用を行う。 74・資産の有効活用を図るため、大学の保有する土地・建物について、業務上支障が生じない範囲で外部への貸付等を行う。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 《評価の充実に関する基本方針》 教育研究等の質の維持・向上を図るために、自己点検・評価等を適切に実施し、評価結果に基づく改善に努める。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <p>37・自己点検・評価結果及び第三者評価結果を踏まえて、教育研究の質の向</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するためによるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 75・評価に係る中期目標期間等ごとのスケジュール（日程表）を作成し、評</p>

<p>上及び業務運営等の改善を図る。</p>	<p>価に係るデータを収集・蓄積とともに、部局等ごとに自己点検・評価及び外部評価を実施する。</p> <p>76・第三者評価として、平成25年度に大学機関別認証評価を受審する。また、専門職大学院（MOT）について、平成26年度に専門分野別認証評価を受審する。</p> <p>77・評価結果に対する改善措置について、「全学計画評価委員会」等において検討して、実施する。なお、改善状況については役員会等に定期的に報告し、これをWebページにて公表する。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>《情報公開や情報発信等の推進に関する基本方針》</p> <p>本学の社会に果たしている役割を社会に示すために、情報公開や情報発信等を推進する。</p> <p>上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の教育研究等の諸活動に関する情報を積極的に社会へ発信する。 (再掲) 	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員や大学院生等の研究成果及び学生の社会貢献活動の成果に係る情報を収集し、発信するシステムを構築して、本学の教育研究活動の状況を幅広い対象に紹介する取組を行う。 (再掲) <p>78・海外共同研究や留学生の受入れに対応する、国際的に通用するWebページを作成する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>《施設設備の整備・活用等に関する基本方針》</p> <p>効率的な資源配分に配慮しつつ、本学の目的を達成しうる教育研究上の環境を整備する。</p> <p>上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p>

38・良好な教育研究環境を維持するため、施設・設備の計画的な整備及び維持管理を行う。	79・「キャンパスマスター・プラン」及び「設備整備マスター・プラン」を必要に応じ見直し、適切な整備及び維持管理を計画的に実施する。また、教育研究ニーズに柔軟に対応するために、共用スペースを確保する。 80・「キャンパス・アメニティ総合整備計画」を必要に応じ見直すとともに、構内各所の環境改善及びユニバーサルデザイン化を着実に実施する。
<p>2 安全管理に関する目標 《安全管理に関する基本方針》 学生及び教職員に対して、安全な教育研究環境を提供するために、必要な措置・対策等を講じる。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p>
39・教育研究環境の安全・衛生管理対策と安全教育を充実する。	81・国の感染症対策の動向を踏まえ、新型インフルエンザ等新たな感染症に、近隣の自治体と連携しつつ迅速かつ適切に対応するためのマニュアルを策定する。 82・安全管理意識の向上のために、毒物・劇物等の取扱に係る基礎的な講習会を実施する。 83・震災対策要項に基づき、震災時に迅速かつ適切な対応を行うためのマニュアルを策定するとともに、地震対応訓練を実施する。
<p>40・震災対策を充実する。</p> <p>3 法令遵守に関する目標 《法令遵守に関する基本方針》 監事監査及び内部監査等の結果を活用するとともに、法令遵守に関する教職員の啓発に努め、適切な法人運営を行う。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p>
41・教職員の法令遵守の意識の向上を図るために、定期的な研修・教育を実施する。	84・基本的なルールを理解し、内部統制を有効に機能させるために研修会を開催する。

42・情報セキュリティ基盤を強化する。	85・情報セキュリティ及びコンプライアンスを強化するための情報基盤システムを段階的に導入する。
<p>4 情報システムの整備充実と運用改善に関する目標 『情報システムの整備充実と運用改善に関する基本方針』 業務運営の効率化・簡素化を図るために、情報システムの適正な整備充実とその運用改善を図る。 上記の方針を実現するために、下記の目標を掲げる。</p>	<p>4 情報システムの整備充実と運用改善に関する目標を達成するための措置</p>
43・教育研究上の多様な情報化ニーズに対応するとともに、社会貢献に必要な学術情報を発信、提供するための学術情報基盤及びセキュリティ基盤を強化する。	<p>86・学内における学術情報基盤の強化を効率的に推進するため、図書館と総合情報メディアセンターとの機能統合を行う。</p>
44・業務の効率化・簡素化を図るため情報システムの再構築を進める。	<p>87・遠隔講義環境等を更に充実するために、システム改善や教材開発を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ及びコンプライアンスを強化するための情報基盤システムを段階的に導入する。（再掲） ・大学全体の視点で、効率的に業務を支援する情報システムを導入する。（再掲）
	<p>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙</p> <p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 17億円</p> <p>2 想定される理由</p>

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

- ・重要な財産を譲渡する計画はなし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善等に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額	財源
府中幸町団地総合研究棟改修(農学系)	総額(534)	施設整備費補助金(318)
小規模改修		国立大学財務・経営センター施設費交付金(216)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について22年度以降は21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(人事に関する方針)

優れた人材の確保・育成のため、適切な人事制度を構築・活用する。

- ・教育力、研究力向上のため、全学的措置としての教職員配置を行う。

- ・若手研究者を育成する方策を推進する。

- ・女性教育職員の採用を促進する。

- ・教育職員の活動評価を実施し、評価結果を活用する。

- ・事務職員の資質及び業務能率の向上を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 40,536百万円 (退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位:百万円)

区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標期間小計	次期以降償還金	総債務償還額
長期借入金償還金 (民間金融機関)		71	71	71	71	71	71	426	349	775

(注)金額については、見込みであり、業務の実施状況により変更されることもある。

4 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

①産学交流会館整備事業に係る施設整備費等の一部

②経済産業省関東経済産業局「先進的植物工場施設整備費補助事業」に係る施設整備費等の一部

③NEDO「次世代省エネルギー等建築システム実証事業」に係る施設整備費等の一部

④その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

中期目標		中期計画
別表 (学部・研究科等)		別表 (収容定員)
学部	農学部 工学部	農学部 1,270 人 (うち獣医師養成に係る分野 210 人) 工学部 2,224 人
学府	工学府 農学府 生物システム応用科学府	平成 22 年度 工学府 662 人 〔うち博士前期課程 482 人 博士後期課程 180 人〕 農学府 296 人 (うち修士課程 296 人) 生物システム応用科学府 176 人 〔うち博士前期課程 104 人 博士後期課程 72 人〕
研究科	連合農学研究科 参加大学－茨城大学、宇都宮大学	連合農学研究科 120 人 技術経営研究科 (専門職学位課程) 80 人
研究科	岐阜大学大学院連合獣医学研究科の参加大学	平成 23 年度 農学部 1,270 人 (うち獣医師養成に係る分野 210 人) 工学部 2,224 人

	度	工学府 801 人 (うち博士前期課程 581 人 博士後期課程 180 人 専門職学位課程 40 人) 農学府 322 人 (うち修士課程 322 人) 生物システム応用科学府 199 人 (うち博士前期課程 121 人 博士後期課程 78 人) 連合農学研究科 125 人 技術経営研究科 (専門職学位課程) 40 人	
	平成 24 年 度	農学部 1,270 人 (うち獣医師養成に係る分野 210 人) 工学部 2,224 人	
	平	工学府 940 人 (うち博士前期課程 680 人 博士後期課程 180 人 専門職学位課程 80 人) 農学府 348 人 (うち修士課程 348 人) 生物システム応用科学府 222 人 (うち博士前期課程 138 人 博士後期課程 84 人) 連合農学研究科 130 人	
	平	農学部 1,270 人 (うち獣医師養成に係る分野 210 人)	

成 25 年 度	工学部 2,224 人
	工学府 940 人 (うち博士前期課程 680 人 博士後期課程 180 人 専門職学位課程 80 人)
	農学府 348 人 (うち修士課程 348 人)
	生物システム応用科学府 222 人 (うち博士前期課程 138 人 博士後期課程 84 人)
平 成 26 年 度	連合農学研究科 135 人
	農学部 1,270 人 (うち獣医師養成に係る分野 210 人) 工学部 2,224 人
	工学府 940 人 (うち博士前期課程 680 人 博士後期課程 180 人 専門職学位課程 80 人)
	農学府 348 人 (うち修士課程 348 人) 生物システム応用科学府 222 人 (うち博士前期課程 138 人 博士後期課程 84 人)
平	連合農学研究科 135 人
	農学部 1,270 人 (うち獣医師養成に係る分野 210 人)

成 27 年 度	工学部 2,224 人
	工学府 940 人
	工学府 940 人 <div style="margin-left: 2em;"> うち博士前期課程 680 人 博士後期課程 180 人 専門職学位課程 80 人 </div>
	農学府 348 人 (うち修士課程 348 人) 生物システム応用科学府 222 人 <div style="margin-left: 2em;"> うち博士前期課程 138 人 博士後期課程 84 人 </div>
連合農学研究科 135 人	

(別紙)

1. 予 算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	38,236
施設整備費補助金	318
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	216
自己収入	22,181
授業料及入学金検定料収入	20,539
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	1,642
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	13,587
長期借入金収入	0
計	74,538
支出	
業務費	60,417
教育研究経費	60,417
診療経費	0
施設整備費	534
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	13,587
長期借入金償還金	0
計	74,538

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 40,536百万円を支出する。（退職手当は除く）

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ計算している。

注) 退職手当については、国立大学法人東京農工大学退職手当規定に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F（y-1）は直前の事業年度におけるF（y）。
- 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人事費相当額及び教育研究経費。
 - 附属施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。
 - 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人事費相当額及び管理運営経費。
 - 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)}$$

1. 每事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E（y）：教育研究等基幹経費（①）を対象。

F（y）：その他教育研究経費（②）を対象。

G（y）：基準学生納付金収入（③）、その他収入（④）を対象。

S（y）：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T（y）：教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$U(y)$: 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$B(y) = H(y)$

$H(y)$: 特別経費（⑤）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$C(y) = I(y)$

$I(y)$: 特殊要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α （アルファ）：大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.0%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 22 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0 として試算している。

別紙

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	74,085
経常費用	74,085
業務費	65,521
教育研究経費	10,342
診療経費	0
受託研究費等	11,428
役員人件費	1,796
教員人件費	29,542
職員人件費	12,413
一般管理費	1,495
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	7,069
臨時損失	0
収入の部	74,085
経常収益	74,085
運営費交付金収益	37,396
授業料収益	16,014
入学金収益	2,860
検定料収益	718
附属病院収益	0
受託研究等収益	11,428
寄附金収益	2,054
財務収益	100
雑益	1,542
資産見返負債戻入	1,973
臨時利益	0
純利益	0
純利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

別紙

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	76,432
業務活動による支出	71,836
投資活動による支出	2,702
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1,894
資金収入	76,432
業務活動による収入	74,004
運営費交付金による収入	38,236
授業料及入学金検定料による収入	20,539
附属病院収入	0
受託研究等収入	11,428
寄附金収入	2,159
その他の収入	1,642
投資活動による収入	534
施設費による収入	534
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	1,894

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

(備考)

1. 平成23年4月提出の一覧表と同じ様式です。 (A4版横長用紙に横書き)
2. 変更のない項目も含めて一覧表全体を提出してください。(別表、別紙も含む)
3. 教育関係共同利用拠点が該当する場合、平成20年9月30日付事務連絡「国立大学法人の第二期中期目標・中期計画の項目等について」の学部等の記載例における中期目標別表2の標題を教育関係共同利用拠点に変更又は追加し、拠点名称を記載してください。
4. 各頁は、片面印刷とし、クリップ留めをしてください。